

化学物質審査規制強化検討調査

35百万円（35百万円）

総合環境政策局環境保健部 企画課化学物質審査室

1. 事業の必要性・概要

平成21年5月に化審法の一部を改正する法律が公布され、平成22年4月に改正化審法の一部が施行、平成23年4月に完全施行されたが、化審法の担う範囲が制定当初よりも広がった現在、改正化審法を運用するにあたり、技術的な課題が明らかになっている。

現時点で考えられる課題としては、化学物質の人の体内や環境中の挙動の解析手法に関する世界的な流れとの整合性の確保、市中在庫のある第一種特定化学物質含有製品の代替促進等がある。これらの課題について解決し、化学物質審査規制を強化するための技術課題の検討調査を行う。

2. 事業計画（業務内容H25～27）

（1）化学物質の人の体内や環境中の挙動の解析手法等の高度化事業

化学物質の人の体内や環境中の挙動について国際条約と整合性の取れた高度な解析手法を検討する。

（2）有害化学物質含有製品の代替等の加速化検討事業

有害化学物質含有製品について適正な代替方法や処理方法について検討・周知する。

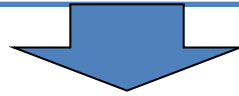
3. 施策の効果

化学物質のばく露を受ける側に立ったリスク評価を行い、有害化学物質含有製品の代替を推進することで化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への悪影響の削減に資する。

化学物質審査規制強化検討調査

35 百万円 (35百万円)

化審法の担う範囲が制定当初よりも広がった現在、改正化審法を運用するにあたり、技術的な課題が明らかになっている。



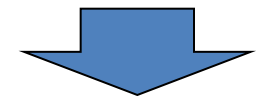
課題

- ①化学物質の人の体内や環境中の挙動の解析手法に関する世界的な流れとの整合性の確保に係る課題
- ②市中在庫のある第一種特定化学物質含有製品の代替促進に係る課題



事業

- ①化学物質の人の体内や環境中の挙動の解析手法等の高度化
- ②有害化学物質含有製品の代替等の加速化検討



化学物質のばく露を受ける側に立ったリスク評価を行い、有害化学物質含有製品の代替を推進することでリスクを削減。